

感染性胃腸炎が起きたら

保育・教育施設用

感染性胃腸炎とは、ウイルスや菌などの病原体が体の中に入ることで、おう吐や下痢等の消化器症状を引き起こす感染症です。

乳幼児は免疫力が低下し、感染しやすい状態にあります。また、園内では集団で生活することが多い、容易に感染症が拡大する可能性があります。

園内で感染性胃腸炎と疑われる症状の人が複数みられた時、以下に沿って対応しましょう。

発生状況の確認

- 有症者の発症状況(発症日、症状、受診の有無、治療内容、基礎疾患等)
フロアや部屋ごと等、有症者に偏りがないかを確認する。
- 重症者の有無(死亡例、入院例など)
- 園内での下痢・おう吐の有無、場所
- 職員や調理従事者の健康状態

関係機関への報告

各区福祉保健センター

- 集団発生時は、「感染性等発生報告書」様式を使用し、各区福祉保健センターこども家庭支援課へ速やかにメールにて報告する。

福祉保健センターへの報告の目安

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の2割以上発生した場合
- ウ 上記に該当しない場合があっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【参考】「横浜市こども青少年局 感染症等発生時の報告について」(令和5年5月2日)

▶連絡先

磯子福祉保健センター こども家庭支援課
TEL: 750-2435 FAX: 750-2540

- 発生状況や感染防止策について利用者の家族へお知らせしましょう。

感染対策

□ おう吐物やふん便の処理

横浜市ウェブページ「感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)について」に記載されている汚物(おう吐物、ふん便)の処理のポイントを参考に、適切な処理を行う。
おう吐物等に汚染された食器等は事前に消毒を行ってから調理室内に戻す。

□ 手洗いの徹底

園児や職員に便後や食事前の手洗いを促す。

□ 環境の清掃と消毒

清掃や消毒の実施頻度や範囲を見直し、強化を行う。

□ 多くの人が集まる機会の見直し

イベントや交流会など、感染拡大している時は、開催について検討する。

□ 職員間の感染対策

調理従事者と、利用者及び職員とのトイレや休憩室などの動線を分ける。

普段からの備え

おう吐物処理物品の準備

おう吐があった時にすぐ対応できるよう、おう吐物の処理に必要な物品を1セットにして準備しておく。

普段の状況

胃腸炎の流行にすぐ気が付けるよう、普段の体調不良者数や症状について把握しておく。

こまめな手洗い

日頃から正しい手洗いを徹底する。
1つの介助やケアの後には必ず手を洗う。

園児の体調確認

体調不良の時は登園を控え、休息するよう保護者に伝える。

職員の体調管理

職員自身の健康管理に気を付け、感染症の症状が現れたら、出勤を控えることが望ましい。

※チラシに関するお問合せはこちら

磯子福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係 TEL: 750-2445